

宮 城 県 公 報

令和 8 年 9 月 8 日（火）
定期第 729 号

目 次

公告

- 砂利採取業務主任者試験の実施（産業立地推進課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（道路課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（教育庁施設整備課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（3 件）（警察本部会計課）

監査委員

- 定期監査の結果の公表（2 件）（監査委員事務局監査チーム）

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 9 月 8 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 試験日時

令和 8 年 11 月 13 日（金）午前 10 時から正午まで

2 試験会場

仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

宮城県行政庁舎 14 階 経済商工観光部会議室

3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) みやぎ電子申請サービスによる受験申込み

ア 受験申込方法

みやぎ電子申請サービスに必要事項を入力し、写真（申請前の 6 か月以内に撮影した正面上半身像）の画像データを添付の上、申し込むこと。

イ 受付期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）午前 9 時から同年 10 月 9 日（金）午後 5 時まで

(2) 郵送又は持参による受験申込み

ア 受験申込方法

受験願書に必要事項を記入し、写真を添付の上、申し込むこと。

受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課ホームページからダウンロードすることができる。そのほか、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所で配布する。

写真は、縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのものであって、受験願書提出前の 6 か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。

受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課（〒980-8570 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号）に提出すること。

イ 受付期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）午前 9 時から同年 10 月 9 日（金）午後 5 時まで（郵送の場合は、同日の消印のあるものまで受け付ける。）

(3) 受験手数料

7,600 円（所定の方法により納付すること。）

5 その他

試験についての詳細は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課ホームページを参照すること。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 9 月 8 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

- ア 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、10 トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 855 トン
- イ 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径 3 ミリメートル、4 トンユニック車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 33 トン
- ウ 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、8 トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 38 キロリットル

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

(9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335)へ令和8年9月24日(木)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒987-2251 栗原市築館藤木5番1号

宮城県北部土木事務所栗原地域事務所総務班(担当 鈴木 慶彦 電話 0228-22-2167)

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年9月15日(火)午後5時まで(2)あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和8年9月24日(木)午前9時から令和8年10月6日(火)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和8年10月6日(火)午後5時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年10月19日(月)午前9時から令和8年10月20日(火)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和8年10月20日(火)午後5時まで

(イ) 場所 (2)に同じ。

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(ア)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所 開札の日は令和8年10月21日(水)とし、開札の時刻及び場所は1の(1)に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

ア 1の(1)のアの購入物品 午前10時 宮城県栗原合同庁舎三階入札室

イ 1の(1)のイの購入物品 午前10時30分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室

ウ 1の(1)のウの購入物品 午前11時 宮城県栗原合同庁舎三階入札室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法

ア 入札金額は1の(1)のア及び1の(1)のイの購入物品にあつては1キログラム当たりの単価を、1の(1)のウの購入物品にあつては1リットル当たりの単価を1銭単位で記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) **Nature and Quantity of the Items to be Purchased:** antifreeze (Unit-price contract)

(2) **Period of Supply:** From starting date of contract to March 31, 2027.

(3) **Place of Delivery:** Within Northern civil engineering office Kurihara Regional Office areas of jurisdiction.

(4) **Deadline for Bid:** October 20, 2026(Tue), 5:00 p.m.

(5) **Contact Person:** Yoshihiko Suzuki, General Affairs Group, Northern civil engineering office Kurihara Regional Office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 5-1Fujiki, Tukidate, Kurihara, Miyagi, 987-2251 Japan. Tel.: 0228-22-2167

(6) **Language and Currency Used in Contract Procedures:** Japanese and Japanese yen only

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年9月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 古川高等学校仮設校舎賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。
- (3) 履行期間 令和9年7月1日から令和11年11月30日まで
- (4) 履行場所 宮城県古川高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

(9) 当該物件設置の現場施工に着手する日までに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの設置現場に配置できること。

なお、配置技術者は入札参加資格審査の手続きを行った日より 3 か月以上前から入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

(10) 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 電話 022-211-3335）へ令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで申請すること。また、入札を希望するすべての者は、入札説明書の定めるところにより配置技術者届出書を提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書の定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県教育庁施設整備課県立施設第一班（担当 遠藤 明 電話 022-211-3353）

(3) 入札説明書及び設計図書の交付

ア 入札に参加しようとする者は、令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 5 時 15 分までに設計図書の交付を(2)の場所で受けること。

イ 郵送による交付を希望する場合は、令和 8 年 9 月 14 日（月）まで(2)へ申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 9 日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和 8 年 10 月 9 日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和 8 年 10 月 15 日（木）午前 9 時から令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和8年10月23日(金)午後5時

(4) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(7)の日時までには到達するように提出すること。
ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和8年10月26日(月)午前10時 宮城県行政庁舎15階 施設整備課内

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは同97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることができる。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(9) 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Nature and Quantity of Service to be Procured: Leasing of a temporary school building for Miyagi

Prefecture Furukawa High School (1 set)

2. Planned Period of Contract: From July 1, 2027, to November 30, 2029 (29 months)

3. Place of Delivery: Miyagi Prefecture Furukawa High School

(2-3-17 Furukawa Minamimachi, Osaki City, Miyagi Prefecture)

4. Deadline for Bid Submission: October 21, 2026 (Wed.), 5:00 p.m.

5. Contact Information: Prefectural School Management Section 1, Facilities Management Division,
Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
3-8-1 Honcho, Aoba-Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan
Tel.: 022-211-3353
6. Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 8 年 9 月 8 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
関係性可視化システム賃貸借 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月 19 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
三菱 H C キャピタル（株）東北支店 仙台市青葉区中央 2 丁目 2 番 1 号
- 5 落札金額
41,284,800 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 8 年 5 月 29 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年9月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
クライアント・サーバシステム用資機材賃貸借②（C S D B ②） 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月17日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
（株）J E C C 東北支店 仙台市青葉区本町1丁目2番20号
- 5 落札金額
1,529,997,600円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和8年6月5日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 8 年 9 月 8 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
刑事手続IT化に伴う資機材賃貸借 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月 24 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
リコーリース（株） 東北支社 仙台市青葉区一番町 1 丁目 9 番 1 号
- 5 落札金額
36,084,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 8 年 6 月 12 日

宮城県監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和8年6月に実施した一般会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和8年9月8日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○保健福祉部	
地方機関	
女性相談支援センター	6月16日
○教育庁	
地方機関	
仙台第三高等学校	6月16日
築館高等学校	6月10日
仙台三桜高等学校	6月5日
岩ヶ崎高等学校	6月10日
名取北高等学校	6月12日
工業高等学校	6月12日
秋保かがやき支援学校	6月5日

2 監査結果

令和7年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合规性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

（1）仙台三桜高等学校

印刷物製造請負契約において、引き続き予定価格を定めていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

（内容）

予定価格調書の作成を省略できる少額の随意契約について、予定価格を定めていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・件名 卒業証書用紙

（2）秋保かがやき支援学校

需用費において、引き続き支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 1,514円

(3) 秋保かがやき支援学校

報酬及び旅費において、引き続き二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の通勤手当について、報酬の支出の際に通勤手当額を合算した金額で支出し、さらに通勤手当も別途支出処理したことから二重払いとなったもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 6,300円

宮城県監査委員告示第 21 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和8年7月に実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和8年9月8日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○総務部	
本庁	
秘書課	7月31日
人事課、行政管理室	7月31日
行政経営企画課	7月31日
職員厚生課	7月31日
総務事務管理課	7月31日
県政情報・文書課	7月31日
私学・公益法人課	7月31日
広報課	7月31日
財政課	7月31日
税務課、地方税徴収対策室	7月31日
市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）	7月31日
管財課	7月31日
○復興・危機管理部	
本庁	
復興・危機管理総務課	7月23日
復興支援・伝承課	7月23日
防災推進課	7月23日
消防課	7月23日
原子力安全対策課	7月23日
○企画部	
本庁	
企画総務課	7月23日
総合政策課	7月23日
デジタルみやぎ推進課	7月23日
産業デジタル推進課	7月23日
地域振興課	7月23日
スポーツ振興課	7月23日
地域交通政策課	7月23日
統計課	7月23日
○環境生活部	
本庁	

環境生活総務課	7月28日
環境政策課、次世代エネルギー室	7月28日
環境対策課	7月28日
自然保護課	7月28日
食と暮らしの安全推進課	7月28日
循環型社会推進課	7月28日
廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、 放射性物質汚染廃棄物対策室	7月28日
消費生活・文化課	7月28日
共同参画社会推進課	7月28日
○保健福祉部	
本庁	
保健福祉総務課	7月29日
社会福祉課	7月29日
医療政策課、県立病院再編室、医療人材対策室	7月29日
長寿社会政策課	7月29日
健康推進課	7月29日
疾病・感染症対策課	7月29日
子育て社会推進課	7月29日
子ども・家庭支援課	7月29日
障害福祉課、精神保健推進室	7月29日
薬務課	7月29日
国保医療課	7月29日
○経済商工観光部	
本庁	
経済商工観光総務課、富県宮城推進室	7月24日
新産業振興課	7月24日
産業立地推進課、自動車産業振興室、半導体産業振興室	7月24日
商工金融課、中小企業支援室	7月24日
産業人材対策課	7月24日
雇用対策課	7月24日
観光戦略課	7月24日
国際政策課、国際ビジネス推進室	7月24日
○農政部	
本庁	
農政総務課、農業政策室	7月28日
食産業振興課	7月28日
農山漁村なりわい課	7月28日
農業振興課	7月28日
みやぎ米推進課	7月28日
園芸推進課	7月28日
畜産課、家畜防疫対策室	7月28日
農村振興課	7月28日
農村整備課、農村防災対策室	7月28日
○水産林政部	

本庁	
水産林政総務課、水産林業政策室	7月24日
水産業振興課（宮城海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会を含む）	7月24日
水産業基盤整備課、漁港整備推進室	7月24日
林業振興課、全国育樹祭推進室	7月24日
森林整備課	7月24日
○土木部	
本庁	
土木総務課	7月29日
事業管理課	7月29日
用地課（収用委員会事務局を含む）	7月29日
道路課	7月29日
河川課	7月29日
防災砂防課	7月29日
港湾課	7月29日
空港臨空地域課	7月29日
都市計画課	7月29日
都市環境課	7月29日
建築宅地課	7月29日
住宅課	7月29日
営繕課	7月29日
設備課	7月29日
○出納局	
本庁	
出納総務課	7月30日
出納管理課	7月30日
契約課	7月30日
検査課	7月30日
○議会事務局	7月22日
○教育庁	
本庁	
総務課、教育企画室	7月30日
福利課	7月30日
教職員課	7月30日
義務教育課	7月30日
高校教育課、高校財務・就学支援室、高校教育創造室	7月30日
特別支援教育課	7月30日
施設整備課	7月30日
保健体育安全課	7月30日
生涯学習課	7月30日
文化財課	7月30日
○警察本部	7月27日、7月31日
○人事委員会事務局	7月15日
○監査委員事務局	7月21日
○労働委員会事務局	7月15日

2 監査結果

令和7年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 総務事務管理課

歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

年末調整の対象外である職員に対して、誤って年末調整還付金を支給したことにより、源泉所得税を過少に納付したため、不納付加算税及び延滞税が発生したものの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 不納付加算税 36,500円
- ・ 延滞税 4,300円

(2) 管財課

行政財産の目的外使用許可に係る使用料において、6か月以上の調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 9,000円

(3) 管財課

普通財産の貸付料において、算定誤りが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 件数 1 件
- ・ 還付金額 126,690円

(4) 管財課

委託契約において、引き続き定められた期日までに履行確認が行われていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

完了検査について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する検査の時期を経過したもの。

- ・ 件数 1 件

(5) 防災推進課

契約解除に係る損害賠償金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和7年度収入未済額

現年度分 11,945,900円

過年度分 0円

合 計 11,945,900円

(6) 環境政策課、次世代エネルギー室

補助金の返還金において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業補助金における対象設備の処分に伴う返還金について、適切な時期に調定をせず、返還を受けることが不可能となった後に、誤った債務者及び理由のない金額により調定を行ったもの。

・件数 1件

(7) 自然保護課

特別納付金（北中山地区行政代執行に係る費用）において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和7年度分収入未済額

現年度分 0円

過年度分 430,819,400円

合 計 430,819,400円

・令和6年度分収入未済額

現年度分 430,819,400円

過年度分 0円

合 計 430,819,400円

(8) 廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和7年度収入未済額

現年度分 34,022,012円

過年度分 1,042,543,515円

合 計 1,076,565,527円

・令和6年度収入未済額

現年度分 36,313,773円

過年度分 1,006,515,742円

合 計 1,042,829,515円

(9) 社会福祉課

予算執行において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

システム改修業務委託について、予算要求手続きを怠り、流用により契約締結を行ったもの。
また、予算措置前に業務に着手させたもの。

- ・件数 1 件
- ・業務名 令和7年度宮城県生活保護システム改修業務
- ・金額 3,080,000円

(10) 社会福祉課

役務費において支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

預貯金等照会サービス利用料金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 6 件
- ・金額 31,218円

(11) 長寿社会政策課

補助金等精算返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和7年度分収入未済額
 - 現年度分 53,256,451円
 - 過年度分 0円
 - 合 計 53,256,451円

(12) 疾病・感染症対策課

国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

風しん抗体検査事業費について、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の対象事業であったが、誤って国へ交付申請しなかったため、県費の持ち出しが生じたもの。

- ・補助事業費 2,763,000円
- ・県費持ち出し額 378,000円

(13) 子育て社会推進課

国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

地域少子化対策重点推進交付金の国への実績報告について、実績額を誤って報告したため、県費の持ち出しが生じたもの。

- ・補助事業費 1,740,000円
- ・県費持ち出し額 242,000円

(14) 子育て社会推進課

国庫補助金の額の確定に伴う返還事務において、適正さを欠き、速やかに改善を要するものが

認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金について、債務者に対する国からの確定通知の送付を遅延し、延滞金を発生させたもの。また、同延滞金が県の債務ではないにもかかわらず、県費で支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・延滞金 7,380円

(15) 子ども・家庭支援課

児童扶養手当給付費返還金において、6か月以上の調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 3件
- ・金額 348,960円

(16) 子ども・家庭支援課

国庫補助金の額の確定に伴う返還事務において、適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金について、債務者に対する国からの確定通知の送付を遅延し、延滞金を発生させたもの。

- ・件数 1件
- ・延滞金 7,380円

(17) 障害福祉課、精神保健推進室

補助金等精算返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和7年度収入未済額
現年度分 243,545,453円
過年度分 0円
合 計 243,545,453円

(18) 障害福祉課、精神保健推進室

行政財産の目的外使用許可に係る使用料において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 過年度分の使用料算定に誤りがあり、過少に徴収していたもの。
- ・追加徴収期間 令和2年度から令和6年度まで
- ・追加徴収額 153,440円

(19) 障害福祉課、精神保健推進室

報酬において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の7月分報酬について、翌月払とすべきところ当月払とした勤務条件通知書を交付したことにより、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・件数 1件
- ・金額 145,373円

(20) 障害福祉課、精神保健推進室

心身障害者扶養共済制度における掛金において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

心身障害者扶養共済システムにおける債権額と財務システムにおける調定額が一致していなかったもの。

- ・正債権額 5,646,890円
- ・誤債権額 6,143,110円

(21) 商工金融課、中小企業支援室

中小企業高度化資金に係る調定において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

二重調定により財務システム上の調定額及び収入未済額が誤った金額のまま決算となっているもの。

- ・件数 1件
- ・金額 14,087,232円

(22) 商工金融課、中小企業支援室

中小企業高度化資金において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和7年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 105,468,966円
 - 合 計 105,468,966円
- ・令和6年度収入未済額
 - 現年度分 105,468,966円
 - 過年度分 0円
 - 合 計 105,468,966円

(23) 食産業振興課

歳入歳出外現金において、根拠のない受入が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

実行委員会に納付させるべき契約保証金について、県に納付させたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 345,000円

(24) 農業振興課

普通財産の貸付料の履行遅滞に係る違約金において、調定遺漏が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件
- ・金額 298円

(25) 水産業基盤整備課、漁港整備推進室

特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和7年度分収入未済額
現年度分 22,542,300円
過年度分 5,720,000円
合 計 28,262,300円
- ・令和6年度分収入未済額
現年度分 5,720,000円
過年度分 6,820,000円
合 計 12,540,000円

(26) 森林整備課

需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 83,457円

(27) 住宅課

県営住宅使用料において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和7年度収入未済額
現年度分 6,867,084円
過年度分 18,655,158円
合 計 25,522,242円
- ・令和6年度収入未済額
現年度分 7,775,286円
過年度分 21,064,294円
合 計 28,839,580円

(28) 住宅課

県営住宅等の管理運営に関する協定書において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和6年度に開始する新たな業務について、令和4年度から6年度の債務負担を設定した既存基本協定書に追加する変更と、当該業務を含む令和6年度協定書の締結を令和6年3月29日に行ったもの。

(29) 高校教育課、高校財務・就学支援室、高校教育創造室

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和7年度収入未済額

現年度分 57,111,281円

過年度分 429,743,373円

合 計 486,854,654円

・令和6年度収入未済額

現年度分 62,361,961円

過年度分 402,011,688円

合 計 464,373,649円